

福岡管区気象台オープンカンパニーに関する実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、福岡管区気象台が主催する福岡管区気象台オープンカンパニー（以下「イベント」といい、参加する学生を「参加者」という。）について、受入場所、期間、遵守事項、その他必要な事項を定めるものである。

(イベントの目的)

第2 今回のイベントは、気象庁の業務に興味がある学生に、気象庁福岡管区気象台の業務を紹介し、疑似体験などに従事させることにより、学生の学習意欲を喚起するとともに、気象庁の業務に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(イベントの開催場所、期間)

第3 イベントの開催場所及び期間はそれぞれ以下のとおりとする。

福岡管区気象台（福岡県福岡市） 2026年2月24日（火）～2月25日（水）

(参加者の募集及び決定)

第4 参加者の募集及び決定等は、次のとおりとする。

- (1) 福岡管区気象台総務課は、インターネット等を通じて参加者を募集する。
- (2) 参加希望者は、Microsoft Forms によりイベント参加申し込みを福岡管区気象台総務課に提出する。
- (3) 参加希望の応募者多数の場合は福岡管区総務課で選考を行う。

(参加者の遵守事項)

第5 イベントの参加にあたって以下事項を遵守することとし、参加者はその遵守にかかる同意書（別紙）をイベント参加初日に福岡管区気象台に提出しなければならない。

- (1) 参加者はイベントの円滑な運営のため、職員（気象台職員、庁舎警備員等）の指示に従って行動すること。
- (2) 参加者がイベントで知り得た情報（公開されているものを除く。）を論文、レポート等の形式で外部に発表する際には事前に福岡管区気象台担当課の許可を得なければならない。
- (3) イベント期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行ってはならない。
- (4) 参加者としてふさわしくない行為（遵守事項への違反等）があったときは、イベント中であっても以後のイベントへの参加を認めないこととする。

(イベントに係わる費用)

第6 参加者のイベント参加に要する費用の一切は、参加者個人の負担とする。

(イベント中の事故等に伴う災害補償)

第7 イベント中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 参加者は、イベントへの参加にあたり、自己の責任において、必要な傷害保険および損害賠償責任保険（以下「保険」という。）に加入するものとする。
- (2) イベントへの参加に関連して、参加者が気象庁または第三者（他の参加者、来台中の関係者等を含む。）に損害を与えた場合は、当該参加者が自己の責任と負担においてこれを解決するものとし、気象庁は一切の責任を負わないものとする。
- (3) イベント期間中に発生した事故、怪我、疾病、盗難、紛失その他の損害については、気象庁の故意または重過失による場合を除き、気象庁は一切の責任を負わないものとし、参加者は自己の加入する保険により補償を受けるものとする。
- (4) 前項の場合において、参加者は、自己の加入する保険による保険金の支払範囲において気象庁に対する損害賠償請求権その他一切の請求権を放棄するものとする。

(イベントの中止及び打切り)

第8 重大な気象災害の発生の恐れがある場合、または発生した場合、大きな地震が発生した場合等により、イベントを実施または継続することが適切でないと福岡管区気象台が判断した場合はイベントの一部又は全部を中止又は打切ることができるものとする。

(個人情報の保持)

第9 福岡管区気象台担当課及び担当者は、入手した参加者の個人情報を本イベントに関する事務にのみ利用できることとする。

(その他)

第10 この要領等に定めの無い事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、福岡管区気象台、参加者及びその他の関係者が協議して決定するものとする。